

静岡県告示第227号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年8月27日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
田原野函南停車線	田方郡函南町大竹字冷川190番の20から 田方郡函南町大竹字冷川190番の19まで	令和元年8月27日
清水函南停車場線		
函南停車場反射路線	田方郡函南町大竹字冷川190番の19から 田方郡函南町大竹字冷川190番の20まで	